

特定事業（愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年6月17日付け（令和元年10月4日付け一部変更）で特定事業として選定した愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和2年3月5日

愛知県知事 大村 秀章

- 1（6）「ア 事業契約の締結」の文中「令和2年3月」を「令和2年7月」に改める。
- 1（6）「イ 事業期間」の文中「令和2年3月から令和5年9月まで」を「令和2年7月から令和6年1月まで」に改める。
- 1（7）「ア 事業者の収入」（ア）の文中「令和元年度以降、毎年度1回、各年度末の出来高部分」を「令和2年度以降、各年度末の他、各年度内において2回を上限とし、その出来高部分」に改める。
- 1（7）「ア 事業者の収入」（イ）の文中「aからdまで」を「aからeまで」に、「a 建替住棟等の基本設計・実施設計」を「a 建替住棟等の基本設計業務又は実施設計業務」に、「b 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得」を「b 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務」に、「c 建替住棟の整備」を「c 建替住棟の整備に関する業務」に、「d 集会所の整備」を「d 建替集会所の整備に関する業務」に改め、「d 建替集会所の整備に関する業務」の次に「e 既存住棟等の解体撤去に関する業務」を加える。
- 2（2）「ウ 評価結果」の文中「約1.7%」を「約1.0%」に改める。
- 2（4）「総合評価」の文中「約1.7%」を「約1.0%」に改める。